

平成 23 年度

経営健全化審査意見書

久喜市監査委員

久監査第 286号

平成24年8月17日

久喜市長 田中 暄二 様

久喜市監査委員 矢島 隆

久喜市監査委員 岸 輝美

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成23年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

## 別紙 1

### 平成 23 年度 下水道事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 2

### 平成 23 年度 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

平成 23 年度 土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）  
経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 4

平成 23 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にある。

なお、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため平成 24 年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算しても、資金の不足額は生じないこととなり資金不足比率は、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、なお、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。